

基本契約書(案)

福岡市（以下「発注者」という。）は、福岡市葬祭場「刻の森」整備事業（以下「本事業」という。）に関して、総合評価一般競争入札方式により事業者の選定を行い、最も優れた提案を行った【代表企業】、【構成員】、【構成員】・・・で構成されるグループを落札者（以下、これら事業者を個別に又は総称して「受注者」という。）と決定した。

発注者と受注者は、本事業の基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 1 事業名 福岡市葬祭場「刻の森」整備事業
- 2 事業場所 福岡市南区桜原六丁目1-1
- 3 履行期間 本件契約締結日の翌日から令和13年3月14日まで
設計期間 : 本件契約締結日の翌日から令和●年●月●日
工事監督期間 : 令和●年●月●日から令和13年3月●日
建設期間 : 令和●年●月●日から令和13年3月●日

本事業について、本契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月●日

発注者 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎 印

受注者
【代表企業】〔住所〕〔会社名〕
〔代表者名〕 印

【構成員】〔住所〕〔会社名〕
〔代表者名〕 印

【構成員】〔住所〕〔会社名〕
〔代表者名〕 印

(目的)

第1条 本契約は、本事業に関して、発注者が受注者を落札者として決定したことを確認し、発注者及び受注者の権利・義務等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとし、特に定めのない限り、本事業の入札説明書で定める用語と同じ定義を有するものとする。

- (1) 「設計・施工一括契約」とは、福岡市葬祭場「刻の森」整備事業設計・施工一括契約書により、発注者と受注者との間で締結される契約をいう。
- (2) 「公募資料等」とは、本事業の事業者の公募にあたり、発注者が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）、設計・施工一括契約書（案）及びその他の公募資料や様式集等をいう。
- (3) 「提示条件」とは、入札説明書及び要求水準書その他の公募資料等に示された発注者の要求事項その他発注者が提示した内容、水準等の条件をいい、これらに関する事業者の質問及び意見に基づき発注者が作成し、公表した回答を含む。
- (4) 「事業者提案等」とは、本選定手続において、受注者が発注者に提出した提案書等のほか、発注者からの質問に対する回答書その他受注者が本契約締結までに発注者に提出した一切の書類をいう。

(基本的合意)

第3条 受注者は、受注者が発注者に対して提出した事業者提案等の内容について全て認識かつ了解していることを確認し、提示条件及び事業者提案等の内容に従い、設計・施工一括契約を確実に締結しなければならない。

- 2 受注者は、発注者との間で締結した設計・施工一括契約につき、提示条件及び事業者提案等を遵守するとともに、信義を重んじ誠実にこれを履行する。

(有効期間)

第4条 本契約の有効期間は、本契約が締結された日を始期とし、履行期間末日を終期とする。

(業務責任者の選任及び準備行為)

第5条 受注者は、本事業を確実かつ円滑に実施するため、本事業全体の履行期間を通じて業務の全体を総合的に把握し調整を行う業務責任者を、構成員の中から1名定め、配置するものとする。

- 2 受注者は、自己の責任と費用負担において、設計・施工一括契約の締結前においても、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、発注者は必要かつ相当な範囲で協力するものとする。

(契約締結の不調時の費用負担)

第6条 発注者及び受注者は、事由の如何を問わず、設計・施工一括契約が締結に至らなかった場合には、本契約に別段の定めがない限り、既に、受注者が本事業の準備に関して支出した費用は受注者の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(事業者の倒産等)

第7条 発注者による設計・施工一括契約の締結前に、受注者のいずれかが破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法に基づく特別清算開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、並びにその他これらに類する法的倒産手続開始の申立てを行った場合、又は、発注者による指名停止が行われた場合は、発注者は、設計・施工一括契約を締結しないことができるものとする。

(債務不履行等)

第8条 代表企業は、本契約及び設計・施工一括契約に定める受注者の一切の債務につき、構成員と連帯して当該債務を負担する。

- 2 代表企業は、各構成員を統括し、各構成員が設計・施工一括契約に基づき請負い又は受託した業務につき、法令、提示条件及び事業者提案等に従って誠実に履行させる義務を負う。
- 3 代表企業以外の構成員は、設計・施工一括契約に基づき自らが請負い又は受託した範囲内で、発注者に対し、当該債務を負担する。
- 4 代表企業及び構成員は、設計業務、工事監督業務及び建設業務のうち自らが受注した業務を他の事業者と共同で受注した場合、当該各業務の範囲で共同受注者と連帯して債務を履行する責任（履行保証責任を含む。）を負うものとする。

(支払い)

第9条 設計・施工一括契約に定める、受注者の各支払いの請求（前払金、中間前払金、部分引渡し等を含む）については、代表企業が請求するものとし、発注者は、当該請求について、代表企業に対して支払いをすることをもって、受注者への弁済とする。

(その他)

第10条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号）その他福岡市の定める条例及び規則に従うものとし、当該定めがないときは、必要に応じて発注者と受注者が誠実に協議するものとする。

- 2 本契約及び設計・施工一括契約の履行に関連して、本契約・公募資料等に関する質問に対する回答・提示条件・事業者提案等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、次の各号に掲げる順位でその解釈が優先するものとする。
 - (1) 本契約
 - (2) 公募資料等に関する質問に対する回答
 - (3) 提示条件
 - (4) 事業者提案等

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、発注者の選択に従うものとする。
ただし、事業者提案等が提示条件に示された要求水準より厳格な又は発注者にとって望ましい水準を規定している場合は、事業者提案等が提示条件に優先するものとする。

- 3 設計・施工一括契約と本契約の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本契約の解釈が優先するものとする。

以 上